

実施支援室からのお知らせ

2021. 5. 25
R2 補正予算

1. 事業完了の変更について (マニュアルを改訂してます)

マニュアルで定める「事業完了」について、次のように変更いたします。これにより完了実績報告が従来より早期に提出できるようになります。

請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。
売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。

※「引き渡された時点」を事業完了の定めから除きました。

なお、「工事が完成した時点」は次のように判断いたします。

- 確認申請が必要な地域 **検査済証の交付日**
- 確認申請が不要な地域 提出される書類に応じて次のとおりとします。
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日
 - ・ 建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
 - ・ 建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

2. 事業の進捗状況調査について

実施支援室では、交付申請があった住宅の事業の進捗状況について、6月に調査を行います。グループの皆様におかれましても個々の進捗状況をご確認いただき、遅滞なく手続きを行うよう管理を徹底してください。詳細は改めてお知らせします。

調査対象 交付申請された全ての住宅

調査内容 事業完了時期、完了実績報告提出時期、遅延している場合は理由

3. 完了実績報告の提出期限について

完了実績報告提出期限までに事業完了した住宅は、下記の提出期限までに完了実績報告書を提出しなければなりません。この提出期限を過ぎて完了実績報告が到着した住宅は、補助金が支払われませんのでご承知おきください。

なお、提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

完了実績報告提出期限 令和3年11月30日(火) 必着 (期限厳守)

※ 提出期限間際(令和3年11月20日から11月30日まで)に事業完了した住宅については、書類整理期間を考慮し、予め(11月30日までに)実施支援室に連絡があった住宅に限り「12月10日(金)(必着)」で対応しますので、該当する住宅は交付申請した窓口に必ず連絡してください。

《重要》

審査時等において提出期限までに事業完了していないことを確認した場合、審査が継続できませんので、事業廃止の手続きを行っていただきます。

※提出期限に遅れて届いた完了実績報告書類は、着払いで返却いたしますのでご了承ください。

※提出期限内に届いたものであっても、完了実績報告書類が整っていない場合や再延長期間内で事業完了の1か月後の日を過ぎて完了実績報告の提出があった場合は、審査等を中断し、対応を後回しにします。後回しになったことで対応時間が短くなることや、時間切れで補助金の支払いができなくなることがあります。また、審査等の質疑に対して回答期限までに回答がなされない場合は、そのことをもって実績報告を取り下げさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

※このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。

※令和3年11月30日までに事業完了の見込みがなく、かつ令和3年度事業のグループ採択日まで着工しないことが可能な物件については、令和3年度事業への切り替え等をご検討ください。ただし、この場合、令和2年度の交付決定額を令和3年度の交付申請に振り替えるものでなく、改めて令和3年度事業の要件、手続き等を満たす必要がありますのでご注意ください。

以上

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型実施支援室